

国住指第4518-4号

平成25年3月26日

一般財団法人日本建築設備・昇降機センター理事長殿

国土交通省住宅局建築指導課長

昇降機等定期検査に係る技術基準の見直しについて

平素より建築行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

平成23年7月の東京メトロ有楽町線平和台駅（東京都練馬区）において発生した主索が劣化により破断し、かごが落下するエレベーター事故について、社会資本整備審議会において再発防止の観点から事故発生原因の解明、再発防止対策等に係る検討が行われました。

その結果、本事故については、当該エレベーターの主索が劣化していたにも関わらず適切に点検が実施されることもなく、劣化したまま使用し続けられたことにより、主索が破断しかごが落下したものであり、主索が劣化した原因として、当該エレベーターが、主索の特定部分に著しく多くの曲げ回数が発生する構造であること、さらに起動回数自体が著しく多いエレベーターであったことから、比較的短時間で外から検査しにくい内部断線により素線が断線し強度が低下したものと推定されました。

このような背景を踏まえ、昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第283号）及び遊戯施設の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第284号）の一部改正について平成24年12月12日に公布し、平成25年4月1日に施行することとしましたのでお知らせします。

貴職におかれましては関係者に対しても、この旨周知いただきますようお願いいたします。

昇降機等定期検査に係る技術基準の見直し内容

- (1) 昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第283号。以下「昇降機定期検査告示」という。）の一部改正について

昇降機定期検査告示の検査方法及び判定基準の欄に、錆が著しい場合等についてより具体的な基準を追加し、検査結果表についても所要の改正を行うものである。

1) 主要改正内容について

①主索の錆の状況に対応した基準の追加等

イ. 検査事項の改正

- ・主索の「摩耗粉の状況」を「主索の錆及び錆びた摩耗粉の状況」と錆の状況を踏まえた、より具体的な表現に改める。

ロ. 検査方法の追加

- ・錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所については直径の測定及び目視による重点的な確認を行うこととする。

ハ. 判定基準の追加

○要是正判定基準（錆及び錆びた摩耗粉要是正判定基準）

- ・内部損傷のおそれのある錆びた摩耗粉が生じた部分については摩損が速く進み、強度の低下が著しくなるため、現行の基準より早い段階での是正が促されるよう、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える場合に「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して94%未満であること」を追加する。また、主索の「表面に点状の腐食が多数生じていること」及び「一構成より一ピッチ内の素線切れが二本を超えていること」も追加する。

○要重点点検判定基準（錆及び錆びた摩耗粉要重点点検判定基準）

- ・同様の理由により、「錆及び錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所」を追加する。

②主索の内部損傷に対応した基準の追加

イ. 検査方法の追加

- ・内部損傷が生じやすい箇所として、「綱車による曲げ回数が多い箇所」

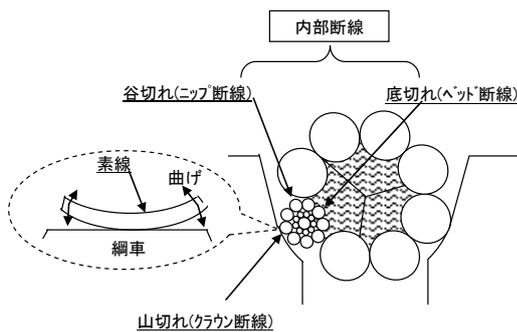
を主索の径の状況及び主索の素線切れの状況の検査箇所を追加する。

ロ. 判定基準の追加

○要是正判定基準（素線切れ要是正判定基準）

- ・上記①のハと同様の理由により、「谷部で素線切れが生じていること」を素線切れの状況の判定基準に追加する。

③その他调速機ロープ等についても同様の改正を行う。



○ワイヤロープの素線断線

<外部損傷（山切れ）>

ワイヤロープが綱車で曲げ摺動を受けて摩耗することによって起こる断線であり、外部から目視点検により発見できる。

<内部損傷（谷切れ）>

ワイヤロープが、綱車により繰り返し曲げられた場合に、素線相互の接触部で、素線相互が圧接ないし摺動して、摩耗することにより発生する断線。素線が破断しても表面にとび出しにくく、外部から目視による発見が困難な場合が多い。

図1 ワイヤロープの素線断線の種類

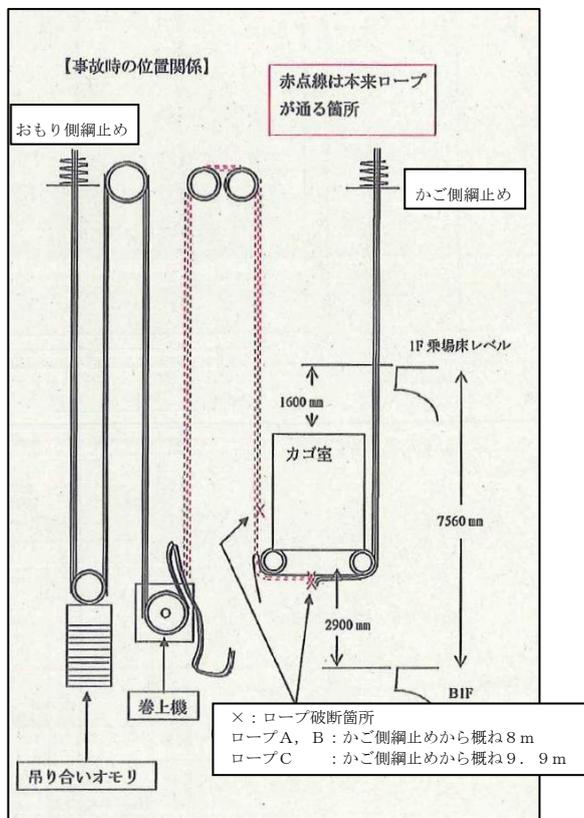


図2 事故直後の状態



図3 ロープA、B破断部

2) 昇降機定期検査告示の検査結果表（別記第一号等）の改正内容について
①昇降機定期検査告示の別記第一号、第二号、第三号及び第六号中、主索等の箇所「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分」の径の測定結果の記入欄を追加する。

②昇降機定期検査告示の検査別添1様式（主索、鎖及びブレーキパッドの写真）の「主索、鎖」欄に「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索」を追加する。

3) 昇降機定期検査告示の別添1様式の写真添付について

添付する主索等の写真については、「基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合で主索が綱車にかかる箇所」（素線切れの場合は傷のある箇所を含む。）、「綱車による曲げ回数が多い箇所」等についてそれぞれ測定等を実施し、そのうち「最も摩耗若しくは摩損が進んだ部分の主索」について写真を添付することとする。その際には、特記事項等の欄に「最も摩耗した主索は「曲げ回数が多い箇所」」等と添付した写真の箇所を記載することとする。

また、「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所」がある場合はその箇所を含む主索についても写真を添付することとする。

撮影にあたっては、現場名、点検日及び撮影箇所等の表示を入れて撮影し、場所等を明確にして撮影すること。

(2) 遊戯施設の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果を定める件（平成20年国土交通省告示第284号）の一部改正について

上記（1）と同様の趣旨により改正することとする。